SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 ☎ 03 (5366) 1131 代 FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

弁学合同部会・東京支部共催で震災問題学習討論集会 松尾文彦 一青法協震災プロジェクトチームを結成 被害を被る周辺の住民多数が原告に一中部電力浜岡原発の運転永久停止を求めて提訴 大橋昭夫 脱原発の国民投票をめざす署名運動に対し、青法協の皆さまの熱い支持とご協力を! 河内謙策 さまざまなことを考えさせられた、講演「安達峰一郎の時代から日中関係を見ると」 川津 聡 日の丸・君が代裁判に対する一連の最高裁判決を受けて 川口彩子 43年のたたかい実る一えん罪布川事件に再審無罪判決 谷萩陽一 首都圏青年ユニオンの精力的な運動が勝訴判決の大きな原動力に 戸舘圭之 ―SHOP99「名ばかり店長」訴訟

裁判員裁判の実相 (5)

□裁判員裁判の感想と教訓……

………加藤寛之



「未来のため原発なくせ」(東京・明治公園)

見法協震災プロジェクトチームを結成

弁学合同部会・東京支部共催で震災問題学習討論集会

律家に何を求めているか」を開催した。 で、震災問題学習討論集会「三・一一は青年法 会本部と東京支部の共催により、東京・水道橋 会進行をつとめた。 六月一〇日(金)、青法協弁護士学者合同部

]課題明らかにした基調講演

心に)」と題して基調講演に立った。 護士会の被災者支援活動(日弁連・東京三会を中 亮会員 (東京支部支部長) が「東日本大震災 日弁連や東京三会の震災対策で大活躍中の小海範 鳥海準弁学合同部会議長のあいさつに続いて、 弁

第三 原発事故対応」の三本柱で、被災者救援 第一 法律相談」「第二 立法提言_

> た。 活動の現状と今後の課題を鮮明にするものだっ

&A作成と研修会など多様な相談活動が行われて 女性、子どもの権利、中小企業者向け相談、⑤Q いる状況が語られた。 への相談員派遣、③都内避難者支援、 「法律相談」については、①電話相談、②被災地 4)外国人、

可欠であっても事業用資産の被害は対象とならな あたるか否かで支援金の有無が決まる。生業に不 部損壊」世帯に拡大し、支給金額を増額する。 住宅再建は困難であり、 課題(現行の最大三○○万円の支援金では現実の からの解放、②被災者生活再建支援法の活用上の 紹介を中心に、①二重ローンなどの不合理な債務 島原発事故の避難者について「長期避難世帯」に 「立法提言」では、日弁連が発表した提言などの 適用対象を「半壊」や「

> 課題を述べた。 の範囲に死亡者の兄弟姉妹を含めるなど)などの どの熟慮期間の伸長、⑥災害弔慰金の拡張(遺族 もたらした罹災都市借地借家臨時処理法はそのま られない)、④阪神・淡路大震災の折りに混乱を 与」に関し、自己所有地上の応急仮設住宅は認め 限五二万円と低廉。「避難所、応急仮設住宅の供 の場合は認められず、所得要件があり、金額も上 供」などの条項が現在運用されていない。「災害に い)、③災害救助法の積極的活用上の課題 (「現物 ま適用するのではなく改正すべき、⑤相続放棄な かかった住宅の応急修理」の条項があるが「全壊 給付の原則」が強調され、「生業に必要な資金の提

切かつ迅速に解決するための紛争解決体制の確立 にともなう住民避難の経過を振り返りながら、 「原発事故対応」では、福島第一原発の苛酷事故

を呼びかけた。

最後に、今後必要とされる支援活動として、① 県外への長期避難者に対する支援、②被災地域の小規模避難所や仮設住宅生活者に対する支援、 ③災害時要援護者に対する支援、④住宅確保、 生活保護申請支援、⑤原発被災者の原子力損害 賠償法請求に関する仮払い申請支援と被害立証 賠償法請求に関する仮払い申請支援と被害立証 賠償法請求に関する仮払い申請支援と被害立証 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを 方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを

□埼玉と千葉の会員から経験報告

報告した。 (千葉) が、この間経験した法律相談などについて(千葉)が、この間経験した法律相談などについて、続いて、根本明子会員 (埼玉) と加藤寛之会員

根本会員は、さいたまスーパーアリーナと三郷市瑞沼市民センター、磐梯熱海での法律相談に参加した経験を報告。弁護士が待っているだけでは相談は寄せられず、避難所内を巡回して「お困りごと、不安なことはありませんか」などと呼びかける中で被災者からの相談が寄せられたこと、震災直後は、「通帳やカードがなくても預金をおろすことができるか」など当面の生活上の相談が多かったが、だんだんと、将来に向けての不安に関

思った。相談のニーズはある」と述べた。もらって相談できたと言われ、続けてよかったとする相談が増えていったことを報告。「話しかけて

加藤会員は、千葉県旭市での法律相談の経験について報告。同市は千葉県の北東部、九十九里浜の北端にあたるが、津波による被害は東北三県ともなくなっている状況であると述べた。若い人々もなくなっている状況であると述べた。若い人々は仕事探しの活動をしてお年寄りと子どもたちがは仕事探しの活動をしてお年寄りと子どもたちがさっていった経験を報告した。さらに、浦安市などでていった経験を報告した。さらに、浦安市などでの液状化被害の深刻な状況について述べた。

プロジェクトチーム結成活発な討論と

なされた。 以上の報告を受けて会場からさまざまな発言が

く気にならないということがある。青法協がこれたが、これからも問題が出てくるだろう。弁護士たが、これからも問題が出てくるだろう。弁護士の需要は大きい」「震災遺児の後見制度や避難所での需要は大きい」「震災遺児の後見制度や避難所での需要は大きい」「震災遺児の後見制度や避難所でのにとが多い。風評被害などについて相談を受けいたとが多い。風評被害などについて相談を受けいたが、これからないことがある。青法協がこれ

ないか」などの意見が次々と出された。ないか」などの意見が次々と出された。原では、スマトラ地震の経験が参考になるのではっては、スマトラ地震の経験が参考になるのでは点では、スマトラ地震の経験が参考になるのでは点では、スマトラ地震の経験が参考になるのではないか」などの意見が次々と出された。

また、当日は、北海道(室蘭)から増川拓会員も参加、「津波被害を受けた。有珠山の経験があったことから死亡者はなかったが、経済被害は数ったことから死亡者はなかったが、経済被害は数中には、このまま放って置かれるのではないかと中には、このまま放って置かれるのではないかという不安が大きい。せめて仮設住宅などの取り組みをすすめ、被災したみなさんのことを思っている者がいるということを伝えていくことが大事」と発言した。

とを確認、メーリングリストも作った。して青法協震災プロジェクトチームを設置するここれらの討論を受けて、この日の出席者が参加

本部にご連絡くださるようお願いします。 参加していただける方は、青法協弁学合同部会





機、二号機については、老朽化のためすでに運転を終了し、中部電力は廃炉にすると述べています)。

岡原発については、すでに河合弘之弁護十

浜岡原発に設置してある三号機ないし五号機の原子炉を、今後、永久に運転してはならない」、すなわ 「浜岡原発永久停止志太・榛原原告団」(第二次訴訟) を結成し、中部電力を被告として、「中部電力は

浜岡原発の廃炉を求めて、静岡地方裁判所浜松支部に訴訟を提起しましたので報告します(一号

市内に居住する三名(元裁判官一名を含む)が、

このたび、浜岡原子力発電所の三〇キロメートル圏内に居住している御前崎市民ら八〇名、

「浜岡原発永久停止小笠·掛川原告団」(第一次訴訟)·

被害を被る周辺の住民多数が原告に

— 中部電力浜岡原発の運転永久停止を求めて提訴 —

₩ 大橋 昭夫

ごとになりますが、浜岡原発の運転により、命うことになりますが、浜岡原発の運転により、命ずにといいます。「説原発」(河合弘之・大下英治著、青志社刊)に記載されています。「記載されています。

御前崎市内で浜岡原発に異議を唱えると、必御前崎市内で浜岡原発が嫌だったらよそでず、第三者から、「浜岡原発が嫌だったらよそでず、第三者から、「浜岡原発が嫌だったらよそでず、第三者から、「浜岡原発に異議を唱えると、必ず、

告となったことに特徴があります。

と暮らしに大きな被害を被る周辺の住民多数が原

律・生活相談に出かけていました。され、御前崎市佐倉で月一回、開催される無料法御前崎市会議員を務めている清水澄夫氏から要請私は、数年前から、元国鉄労働者であり、現在

その中で、清水氏が、市議会における一六名のとの中で、清水氏が、市議会における一六名のた験性を唱え、さらに、御前崎市の予算の大発の危険性を唱え、さらに、御前崎市の予算の大発の危険性を唱え、さらに、御前崎市の予算の大学を占める「電源立地促進対策交付金」が、いわゆる箱物の建設費に使われ、市民の福祉、生活のゆる箱物の建設費に使われ、市民の福祉、生活のゆる箱物の建設費に使われ、市民の福祉、生活の地の議員からは一顧だにされていないことを知り、

思いに駆られていました。とも、浜岡原発を何とかしなければならないとのめる全国交流集会」が開催され、私も清水氏とも、浜岡原発を何とかしなければならないとのような中で、二○一○年九月二六日には、

すますが、浜岡原発は、文部科学省の地震調力福島第一原子力発電所の惨状を目のあたりにした。 大を相手として訴訟を提起するに至りました。 でにマスコミの報道でご承知のことと思い でにマスコミの報道でご承知のことと思い でにマスコミの報道でご承知のことと思い でにマスコミの報道でご承知のことと思い

4

静岡

い岩盤である軟岩だと言われています。四本の断層が存在し、しかも、地盤は耐震性の低四本の断層が存在し、しかも、地盤は耐震性の低上の地震を引き起こす活断層があり、敷地内にも上の地震を引き起こす活断層があり、敷地内には八本以

融(メルトダウン)に至る事態も考えられます。での直下型地震ということも十分予測され、大津ト境界)で発生すると考えられていますが、陸上ト境界)で発生すると考えられていますが、陸上トの下にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トトの下にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トトの下にフィリピン海プレートが潜り込む駿河ト

一地震は東海大地震ではないかと私たち静岡市民を驚かせましたが、静岡市から五○キロメートル位離れた浜岡原発でも五号機は大きく揺さぶられ、タービン建屋にひび割れが発生し、地盤沈られ、タービン建屋にひび割れが発生し、地盤沈られ、運転を停止しました。

▲ ○○九年八月一一日早朝に発生した駿河湾

過去、浜岡原発のある佐倉海岸では、「永長のひとたまりもないものと思われます。ひとたまりもないものと思われます。東海大地震は駿河湾地震の何百倍の破壊力があ

地震」(一〇九六年一二月一一日、マグニチュードル・〇から八・五)、「明応の地震」(一四九八年九八・〇から八・五)、「明応の地震」(一四九八年九七・九)、「宝永の地震」(一七〇七年一〇月二八日、マグニチュード八・六)、「安政東海地震」(一八五マグニチュード八・六)、「安政東海地震」(一八五の大地震が発生し、土地が隆起し、周辺の町では地震動や津波により大きな被害が出ていることが、史料地震学者の研究によって明らかにされています。

今 回の東京電力福島第一原子力発電所の事故 原発を世界有数の地震国で津波国でもある日本に 原発を世界有数の地震国で津波国でもある日本に 集中立地することが、市民の命と暮らしにとって 集中立地することが、市民の命と暮らしにとって 集中立地することが、市民の命と暮らしにとって 集中立地することが、市民の命と暮らしにとって なめておく技術が未完成であることを十分に認識 させました。

最早、共存できないことは明らかです。性物質の一般環境への放散の危険性を考えると、たちの生活と両立しえない敵対的な関係にあり、たちの生活と両立しえない敵対の危険性を考えると、放射

原発に利用したという歴史的事情もあり、冷却水元来、軽水炉は、アメリカが、原潜用原子炉を

と、かねてから指摘されています。質を一般環境に放散するという構造的欠陥があるがなくなると炉心が制御不能になり、放射性物

私 たちの訴訟では、このような危険な原子炉 れている環境権、人格権を根拠にして請求していれている環境権、人格権を根拠にして請求してい

国際司法裁判所の元裁判官であり、国際反核法 は、国際司法裁判所の元裁判官であり、人道所の存続拡散は、将来世代への犯罪であり、人道所の存続拡散は、将来世代への犯罪であり、人道を一方的に宣伝する情報の流れは逆転されねばなを一方的に宣伝する情報の流れは逆転されねばならない」「時間は尽きようとして、「原子炉の便益を一方的に宣伝する情報の流れは逆転されねばならない」「時間は尽きようとしている。どうか今、方動してほしい」と述べ、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とする意見を公開書簡という形をとって日本を含む世界の環境大臣に送付しています。

す。全国の会員諸兄姉のご支援をお願いします。争でも中部電力を凌駕すべく奮闘したいと思いまと連携し、裁判官を説得し、安全論争、技術論と連携し、裁判官を説得し、安全論争、技術論されの提言を忠実に受け止め、市民の皆さまがたり氏の提言を忠実に受け止め、市民の皆さまがたり氏の議会を担当する「浜岡原発永久停止駿遠弁この訴訟を担当する「浜岡原発永久停止駿遠弁

脱原発の国民投票をめざす署名運動に対し、 法協の皆さまの熱い支持とご協力を!

河内 謙策 東京弁護十会

侵害します。日本国民が安全・安心に暮らすこと たいと思います。 論になり恐縮ですが、 ① 原発は、日本国民の平和的生存権 (前文)を 以下、紙数の関係でデータの裏づけのない抽象 私の考えた結論を述べてみ

genpatsu/index.html やち)° 事故発生以来、 会」のサイトはhttp://2010ken.la.coocan.jp/datsu 発の国民投票の成功のために力を傾注しています (私の所属している「脱原発の国民投票をめざす んでこなかった過去の反省のうえに立って、 私は、 三・一一の福島第一原子力発電所の重大 自分自身が原発の問題に取り組

原発と日本国憲法

発電所はいかなる存在なのか、私は、法律家は フランスに次ぐ原発大国になっています。 が存在しています。また、日本の電力会社等は三 を国民にアピールすべきだと考えます。 日本国憲法に照らして憲法違反の存在であること ○基の原子炉の建設を予定しており、アメリカ 私たちの多数が十分に知らないままに、 高速増殖炉もんじゅを加えて五五基の原子炉 原子力 日本に

性物質を拡散し、生態系=環境を破壊し、

・国民が

大気を通じて、

あるいは海水を通じて、

憲法一三条・二五条により保障されている環境権

を侵害します。

ができる権利は、平和的生存権の一内容として保 が発生します)。また、憲法二六条により保障さ いては、 漁民の憲法二二条・二七条により保障された労働 れた子どもの学習権を侵害します。 権利、 ④ 原発は、 温排水の影響により平時においても侵害 経済活動の自由を侵害します(漁民につ 事故時において、勤労者・農民

偽造・虚偽の流布を日常的に行うことにより、 法二一条により保障された国民の知る権利を侵害 原発は、原発についての情報の隠蔽 ·· 操作

なければならないというのは、この平和的生存権 生活と自分の将来に恐怖と不安を持ちながら生き 障されていると考えます。しかし、国民が自分の

る権利が保障されています。しかし、 侵害と考えることができると思います。 およぶというのも、 の侵害です。また、原発の被害が将来の何世代に ②日本国民は憲法二五条により、

再処理工場の危険も見過ごすことはできません。 発と不可分の関係にある東海再処理施設や六ヶ所 世界の民衆の健康に生きる権利を侵害します。 時には原発労働者の健康に生きる権利を侵害する 射性物質を広範に拡散して日本国内はもちろん、 民の健康に生きる権利を侵害し、事故時には、 とともに、空気中に放射性物質を拡散して付近住 原発は、平時においても、事故時において 健康に生 原発は、

現在の国民の平和的生存権の

します。

障された地方自治権を侵害します。の行財政的手段をつうじて、憲法第八章により保の 原発は、電源三法に見られるように、国家

⑦ 日本はすでに、原発より生じた、長崎原爆を四○○○発も作れてしまうほどのプルトニウムを保有しています。私は、これは憲法九条に違反作ろうと思えば作れる材料を保有していることは作ろうと思えば作れる材料を保有しているのと同一視すべきだと考えるのです。

田本国憲法は人権に対する公共の福祉による制限を認めていますから、「ウランは埋蔵国が分散し、保存や輸送がしやすい」「発電コストが安い」「クリーンエネルギーだ」という国や電力会社の主張が前記人権侵害を正当化できるかどうかが吟味。 でれなければなりません。しかし、もはやいずれの主張も正当な理由足りえないことが、国民的にの主張も正当な理由足りえないことが、国民的になっていると思います。

二 脱原発運動の意義と展望

一浪費構造を是正し、再生可能エネルギーを中心段階的廃止を実現するとともに、日本のエネルギわち、原発の新設・増設を認めず、既存の原発のお以上、原発は廃止する以外にないのです。すな原発が日本国憲法に違反する危険な存在であ

といわれるものです。といわれるものです。といわれるものです。

るものでしょうか。では、この脱原発運動は、いかなる意義を有す

① この運動は、日本国民の生き残りをかけた

選動だと思います。福島第一原発の事故はいまだ ル九五年の阪神大震災以来、日本列島は地震の活 九九五年の阪神大震災以来、日本列島は地震の活 動期に入ったことが広範な地震学者により指摘さ れています。もう一度原発事故が起きれば日本が 亡びるというのは、決して誇大宣伝ではないと思 います。日本国民が生き残れるかどうかは、脱原 発運動の成否にかかっていると思います。

② この運動は、近代文明=欧米文明を乗り越えた新しい文明を日本とアジアに創造していく運動だと思います。日本の原発は、日本の成長神動だと思います。日本の成長第一主義的政治・経済・社会・文化構造の克服の課題を提起することになるでしょうし、それは、さらにすすめば、成原第一主義の根底にある近代文明=欧米文明を乗り越る方に乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越えるべきか、というところまですのように乗り越れている。

すんでいくことになるでしょう。

③ この運動は、日本の民衆に対し、近代文明 = 欧米文明を支えた生き方でない、新しい生き方を模索させることになるでしょう。たとえば、「人間の絆」の再評価は、そのような文脈の顕現ではないでしょうか。それはまた、日本の民衆運動と民衆運動を担う活動家一人ひとりに、多数の原と民衆運動を担う活動家一人ひとりに、多数の原の探求をやりぬく思想・力があるかどうかを試すの探求をやりぬく思想・力があるかどうかを試するとになるでしょう。

この運動の展望につき論じる余裕はなくなりました。今は、日本の脱原発運動が大同団結して奮闘することにより、国民投票に成功して、脱原発し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推し、国民は以前の展望につき論じる余裕はなくなりました。

私は、青法協会員である皆さまに対し、貴方 問いかけたいのです (二〇二 年六月二〇日記)。 門の 脱原発の国民投票をめざす署名用紙は、脱原発の国民投票をめざす会のサイトからダウンロードしてください。自書のうえ、必ず郵送して下さい。お願いいたします。

まざまなことを考えさせられた

「安達峰一郎の時代から 講演 中関係を見ると」

聡 川津 あいち

る。この現実の下で、国際司法裁判所は紛争当事 断をきらうという国家の現実が如実に表れてい 効支配をしている側は現状維持を利益とするた 効支配を続けるという態度である。そこには、実 問題解決を拒否して、問題となっている土地の実 された。それは、 法裁判所に対する態度に共通点があることを指摘 日本と竹島問題における韓国、それぞれの国際司 松本先生は序論として、尖閣諸島問題における それが司法手続きであっても第三者による判 国際司法裁判所への付託による

はじめに

授による講演が行われた。 係を見ると」と題して、山形大学の松本邦彦准教 第四回拡大常任委員会 (二〇一一年三月四日 山形市) で「安達峰 一郎の時代から日中関

った尖閣諸島問題や日中関係をはじめ多くの示唆 時代とその活躍から、最近注目を浴びるようにな の所長となった山形県出身の安達峰一郎の生きた を与える内容であった。 講演は、アジアから初めて常設国際司法裁判所

られた。 裁判所に日本人の所長がいたという事実も寡聞に して知らなかったが、さまざまなことを考えさせ 安達峰一郎という名前も、常設国際司法

> 「世界法廷」が必要とされた 時代背景

が生まれた時代背景を概観した。 まず、常設国際司法裁判所が必要とされ、

意させた。なぜこの転換の決意がされたかについ 戦争防止の国際的な枠組みを設ける一大転換を決 のヨーロッパに、同大戦を最後の戦争とするべく 以下の理由があげられた。 九一四年に始まった第一次世界大戦は、

勝敗が決する戦争となったこと。 中が巻き込まれてしまったこと、②火薬製造技術 空気があった一方で、軍事同盟を作って対抗し合 が約四○年続き、本国では戦争が起きないという けではなく、銃後の国民まで含めた国家の総力で が向上して戦争の長期化を招いたこと、 地の獲得競争という形でしか戦争が起きない時代 ってきた結果、一部の国家間の戦争にヨーロッパ ①普仏戦争以来、ヨーロッパの国家間では植民 ③軍隊だ

戦争防止の国際的枠組みとは、安全保障論と国

者から拒否ないし回避されることもある。

あらためて対比して示されると、国家の身勝手

意義を疑いたくなるが、この現実を指摘したうえ さに呆れるだけでなく、国際司法裁判所の存在

講演は本論へ入った。

際法上の戦争の位置づけである。

生まれた。国際連盟である。

また、戦争は、国益の確保実現の手段として 、戦争以外の紛争解決手段として、戦争の違法 も、戦争以外の紛争解決手段として、戦争の違法 も、戦争以外の紛争解決手段として、戦争の違法 も、戦争以外の紛争解決手段として、戦争の違法 を、戦争は、国益の確保実現の手段として

らいという印象である。しかし、ここから講演は、ここまでは、かつて学校で学んだ世界史のおさ



ような対応をしたか見ていく。の中で、日本は常設国際司法裁判所に対してどの以上の歴史的背景を踏まえ、このような一大転換

興味をひかれた。

「世界法廷」への日本の対応

日本は二つの意味で辺境国家であった。まず、アジアの辺境として、中国から見た辺境にあり、アジアの辺境として、中国から見た辺境にあり、内心としての中華帝国と周辺国から形成される華夷秩序の中に組み込まれた経験を有する。しからも、朝鮮と異なり、華夷秩序に完全に組み込まれることはなかった。他方で、日本はヨーロッパ的見地から見ても辺境にあり、欧米列強国はその的見地から見ても辺境にあり、欧米列強国はそのは民地化パワーが極限に達した段階で日本にやってくることになった。

らもそこから一定の距離をおいていたことが、アく。すなわち、華夷秩序から強い影響を受けながが、明治時代における国際秩序観の切り替えを導か、明治時代における国際秩序観の切り替えを導ってのような日本の辺境国家としての位置づけ

し、国家目標実現をあきらめることもできない。 し、国家目標実現をあきらめることもできない。 ところが、第一次大戦後、戦争が違法化されると、日本は戦争という手段を奪われてしまう。新と、日本は戦争という手段を奪われてしまう。新と、日本は戦争という手段を奪われてしまう。新と、日本は戦争という手段を奪われてしまう。新という自覚を有していた日本は、戦争の違法化されるという自覚を有していた日本は、戦争の違法化を拒否し孤立するという選択は取れなかった。しか担、国家目標実現をあきらめることもできない。

つとしたのが、常設国際司法裁判所を日本の国益実現の場とするには、二つの課題を克服しなければならなかった。裁判官の選任方法と応訴義務づけの可否である。これらの課題に取り組んだ結果、日本は常設国際司法裁判所を制度として整えるうえ本は常設国際司法裁判所を制度として整えるうえで一定の貢献を果たした。

そこで、日本が新たな国家目標実現の手段の

信感を抱いていたという。講演では、その原因となる。しかし、当時の日本は国際司法に対して不日本の国家社会に対する理解があることが必要とじた日本の国益実現を可能とするには、裁判官にまず、裁判官の選任方法である。国際司法を通

なった家屋税事件が紹介された。 この事件は、外国人居留地の上に立つ家屋に課

ルウェー人の裁判官の意見が一致して、日本側が 上の建物も無税であるという点でフランス人とノ ウェー人が選ばれた。結果、土地が無税なら土地 うである。裁判官には日本人、フランス人、ノル 設仲裁裁判所に訴訟が提起されたという事件のよ ため家屋も無税のはずだという主張に基づき、常 税したところ、 敷地である居留地は無税であった

がほしかったところである としては、もう少し突っ込んだ問題の所在の説明 講演は事案の詳細に立ち入らなかったが、私個人 日本法の理解を欠く不当判決と言えそうである。 があるが、それが前記判決の理由なら、たしかに の所有権の客体であることは日本民法の特徴であ 司法試験の受験勉強中に、 フランスでは異なると学んだおぼろげな記憶 土地と家屋が別個

日本の「世界法廷」への寄与

うである。その結果、 という動きは、 れようと努めた。この自国民の裁判官を入れよう 司法裁判所を創設するなら、 このような経験から、当時の日本は、 当時各国に共通のものであったよ 国際連盟において、 日本人を裁判官に入 常設国際 大国で

満州事変に入る前に、

中国の近代史を概観する。

州事変の解決が期待されることになる。

講演は、

献をした常設国際司法裁判所に対して、やがて満

このようにして生まれ、

その際日本が

一定の貢

選ばれた裁判官であった。 がれている。安達峰一郎はこの選任方法によって 現在の国際司法裁判所にもこの選任方法は引き継 がなされる裁判所を確保できる選任方法であり、 会でも絶対多数を得た人物のみが裁判官となると いう選任方法が採用された。 構成される理事会だけでなく、小国も参加する総 小国にも公平な裁判

次に、応訴義務付けの問題である。応訴を義務

がなかった。時間の関係もあってのことと推察す 所に引き継がれている。この応訴義務をめぐる安 った。この応訴義務の扱いも現在の国際司法裁判 国は応訴義務の受諾と留保を選択できることとな 府は応訴義務付け反対の立場であったという。 解決手段、ひいては日本の国益を実現する手段と い場合、裁判所の権威は著しく傷つけられ、 付けても、大国が義務に違反して応訴しない、 をしたのかなど、より詳しく知りたかった。 るが、諸外国の態度や具体的にいかなる働きかけ 達の活躍についても、講演ではあまり詳細な説明 しての実効性を失うことになる。そのため日本政 るいは訴訟に協力しない、さらには判決に従わな この日本政府の意向を受けた安達の活躍で、 紛争 各 あ

Ŧi. 新生中国と満州事変

をいかに打破するかが大きな課題であった。 て中華民国となってもその状況は変わらなかった。 土の割譲や貸与を余儀なくされ、辛亥革命によっ そのため、中国にとって半植民地状態という現状 日清戦争後、 清国は日本と欧州列強に対する国

ある。さらに、日本が同事件によっても満州の軍 は、 いわゆる北伐のさなかに起きた張作霖謀殺事件で の権益を確保する必要性も大きくなっていった。 おける日本の権益が拡大するにつれ、日本が自 結果、南満州鉄道株式会社を設立するなど中国に おけるドイツの権益を継承し、また、日露戦争の その結果、 他方で、二一カ条の要求によって日本が中国に 必然的に日本との衝突を招く。国民党による 中国のこの課題克服へ向けた動き

で、不戦条約及び九カ国条約に違反した日本は不 事占領に失敗した結果、ついに満州事変に至る。 初めから敗色濃厚な戦争へ突入していくことにな たと知った。もちろん、 っていたが、講演で、ことはそう単純ではなかっ よれば、これにより、日本は世界で孤立を深め に出た。私がかつて学んだ世界史の知識の残滓に は勝てない中国は、国際連盟に訴えるという手段 この日本の横暴に対し、日本と一対一の関係で 戦争の違法化の流れの中

ったのだという。 利な状況であったのは確かだが、有利な事情もあ

ため、 安全保障の枠組みは直ちには機能しなかった。 の関係について各国に駆け引きの余地が生まれた れの側に着くかは必ずしも自明ではなく、 の日本に有利な要素もあり、欧米列強が日中いず を起こされると対処に困難が予想された。これら 詰めた結果、 きたばかりというタイミングであり、 主義化抑制を期待できた。さらに、世界恐慌が起 打破しようとする中国政府の弱体化が望ましかっ を欧米列強が確保するためには、不平等条約を 向を尊重する必要があった。次に、当時中国市場 日本であり、東アジアの安定のためには日本の意 まず、国際連盟のアジアにおける常任理事国は また、日本が中国に居座ることで中国の共産 第一次世界大戦後に新たに作られた集団的 本国から遠く離れた東アジアで戦争 日本を追い 日本と

六 「世界法廷」への期待

検討していた事実が指摘された。 状況下で、各国が常設国際司法裁判所への提訴を このように国際政治が問題解決に有効と言えない ここで講演では、いくつかの資料も抜粋して、

所の所長を勤めていた時期であった。そのため、当時は、折しも安達峰一郎が常設国際司法裁判

講演後、

前記の紛争の平和的解決における司法

安達は提訴へ向けた動きを察知できる立場にあったようである。安達からの伝聞を内容とする手紙ん、フランス、スペインなども常設国際司法裁判所への諮問を検討していたこと、同裁判所の裁判所をを該上して審理に備えていたこと、官らも、休暇を返上して審理に備えていたこと、官らも、休暇を返上して審理に備えていたこと、同裁判所の裁判がなされた場合日本の主張は容れられないと審理がなされたよ合日本の主張は容れられないと

最終的にそれに失敗してしまう。最終的にそれに失敗してしまう。とした。そして、ず、そのまま実力で世界と対決することによってが、そのまま実力で世界と対決することによっては、そのまま実力で世界と対決することによっては、そのまま実力で世界と対決することによって、

に変わりはないと結論して、講演は終わった。り、司法より政治の果たす責任が重要であることり、司法より政治の果たす責任が重要であること較した場合、司法による解決は正当性に疑問を較した場合、司法による解決は正当性に疑問を

政治の役割について平和的解決における司法と

t

判所には限界があるといえよう。しかに、応訴を強制できないことから国際司法裁ろ司法の意義を再認識すべきように思われた。たと政治の役割について再考してみたが、私はむし

しかし、松本先生自身も言われるように、安達峰一郎の時代において道義は裁判所の側にあったい道義が裁判所の側にあるかは考慮すべき問題であるが、道義を裁判所が備えるかぎり、各国は相ち国の提訴に応じ、司法の場において理を尽くして国際社会からの支持を獲得するように努めるべきではないだろうか。そうしないことは、その国の主張の正当性に疑問を抱かせるといえないだろうか。

この提訴は実現しなかったようであるが、

国際

利なようにも思われる。 や閣諸島問題でとっている立場はむしろ日本に不 が不当であることを推認させるなら、現在日本が 可法による解決を避けること自体その国の主張

となり得る、素晴らしい講演であった。の意義という深みのある問題まで考えるきっかけの意義という深みのある問題まで考えるきっかけ

君が代裁判に対 目の対 G 最高裁判 決定受

川口 彩子 神奈川

を敗訴させる判決を出す事態となっている。

立学校の教職員一七〇名の処分を取り消す画期的 通達直後の卒業式・入学式で懲戒処分を受けた都

な勝訴判決を言い渡した。ところが、最高裁は、

一〇一一年五月三〇日を皮切りに、次々と教師側

消事件、 最高裁判決は六件。 れている。 威力業務妨害罪に問われた刑事弾圧事件も含ま 九九六年、二〇〇〇年の北九州の処分取消事件 判は全国で一四件にのぼっていた。この中には、 言い渡し期日が指定されている。これまでにすべ 一○○一年から二○○四年にかけた広島の処分取 三通達下の卒業式で来賓として出席した元教諭 この原稿を書いている七月五日時点で出された 最高裁にかかっていた日の丸・君が代関連の裁 神奈川の義務不存在確認事件、一〇・二 再来週までにさらに四件の

命令は憲法一九条に違反しないと判断された。す ての小法廷で判決が出されたが、すべての小法廷 教職員に対し国歌斉唱時の起立を命ずる職務

うがない。 するとは、 も簡単に個人の思想・良心の自由への制約を容認 人権保障の最後の砦となるべき最高裁が、 なんとも悲しく、罪深いとしか言 いと

ば分限免職となる……この悪夢のような一○・1

三通達が東京都教育委員会から出されたのは二〇

○三年。今年で八年になる。

二〇二一年三月一〇日、東京高裁は、一〇・二三

いと懲戒処分にする。

三回、

四回と処分が重なれ

玉

旗に向かって起立し、

国歌を斉唱しない

と、音楽教師は君が代をピアノで伴奏しな

戦前の日本の罪を背負い続けた存在なのである。 国の国々との間では戦後補償問題が決着していな きないハタとウタである。 よと、しかもこれに従わなければ処分するなどと ような、日の丸・君が代をどうしても受け入れ難 おく思想の現れであると言わざるを得ない。この ということ自体、 るのみならず、今なお天皇制が存続し、アジア諸 脅して屈服させようとするなど、民主主義国家の いのであるから、現代でも、 人に対し、国旗・国歌の前で敬意を表す行為をせ そもそも、国旗・国歌に対し、敬意を表明せよ あるいは自分なりの距離感をもちたいという の丸・君が代は、 ているが、過去の歴史と切り離すことので 個人の尊厳よりも国家に価値を 日本の国旗・ 過去の歴史に問題があ 日の丸・君が代は、 国歌とされ

良心の自由を侵害するものではないとして、 伴奏を求める職務命令は、 ため戒告処分に処せられた事件において、ピアノ 〇〇七年二月、 師が国歌斉唱時にピアノを伴奏しなかった 最高裁は、 直接的に教師の思想・ 小学校の音楽教 やることではない。

一九条に違反しないと判断していた。

私たちは、このいわゆるピアノ判決を、最高裁私たちは、このたびの一連の最高裁判決は、間接的できた。このたびの一連の最高裁判決は、間接的できた。このたびの一連の最高裁判決は、間接的であるとはいえ、国歌斉唱時の起立を求める職務命令は、憲法一九条に定める思想・良心の自由の制約となることを認めさせた点で、一定の成果はあ約となることを認めさせた点で、一定の成果はあったといえる。教職員はともかくも、生徒や保護者に対し起立斉唱を強制することへの歯止めとして評価できるからである。

にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑 地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性 在り方などを定めた関係法令等の趣旨に沿って、 校教育の目標や卒業式などの儀礼的行事の意義、 り、そのような行為を求める職務命令は、 立斉唱は式典における慣例上の儀礼的所作であ 告らは公立学校の教職員であり、 を認めてしまった。その必要性・合理性とは、 及び合理性が認められる」と実に安易にその制約 論として「上記の制約を許容しうる程度の必要性 審査基準として必要性・合理性の基準を用い、 な進行を図るものであるというのである。 しかしながら、最高裁は、これに対する合憲性 結論ありきというほかない。 生徒などの配慮を含め、 国歌斉唱時の起 教育上の行事 秩序優 高等学 原

生徒と日々対峙する教師だからこその苦悩・葛

る教育実践を続けてきた教育者として、その魂との尊重や自主的に思考することの大切さを強調す思想及び良心の核心を動揺させる」「これまで人権

深い。
に軽々とその制約を認めてしまった最高裁の罪は関係で最も高い位置にある思想・良心の自由に対勝係で最も高い位置にある思想・良心の自由に対勝とその痛みを微塵も理解せず、個人の尊厳との

冒頭紹介した二○一一年三月一○日の東京高裁判決の出された予防訴訟はまだ最高裁に係属したばかりである。私たちは、すべての叡智を結集して、今回の一連の最高裁判決を乗り越えていかなて、今回の一連の最高裁判決を乗り越えていかなければならない。

て譲れない一線を越える行動であり、上告人らの き、 観及び教育上の信念を有する教職員を念頭にお 発せられたものではなく、前記歴史観ないし世界 典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で 斉唱する行為は、慣例上の儀礼的な所作ではな にとって『日の丸』に向かって起立し、『君が代』を 強制しようとするところにある」とし、 意見は、一〇・二三通達について「本件通達は、 不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を その歴史観等に対する否定的評価を背景に、 上告人ら自身の歴史観ないし世界観等にとっ | 反対意見がついた。宮川光治裁判官の反対 回、最高裁の三つの小法廷で、 合計二つの 「上告人ら

いうべき教育上の信念を否定することになる」「そいうべき教育上の信念を否定することなく起立せず斉唱しないという行為は上告人らの思想及び良心の核心の表出であるとみることができ、少なくともこれと密接に関連している」とするもので、私たちの主張を真正面から捉る」とするもので、私たちの主張を真正面から捉な了くれたと評価している。

多数意見になるべく努力していかなければならな歯がゆいが、私たちはこれを世論とし、最高裁のこれが多数意見とならなかったことがなんとも

安 倍政権の下で教育基本法が改悪され、その 大・君が代問題に対する世論の関心は薄れていったように思われる。しかし、その世論の沈静が、 たように思われる。しかし、その世論の沈静が、 たように思われる。しかし、その世論の沈静が、 たように思われる。しかし、その世論の沈静が、 たように思われる。しかし、その世論の沈静が、 たように思われる。しかし、その世論の別心は薄れていった。

誓いたい。 社会を築くため、これからも努力していくことを容で、自らの思想・良心に従う自由の保障される

回言呼の沦沦かい残る

えん罪布川事件に再審無罪判決

茨城 谷萩 陽一

事件の再審無罪は初めてである 四二)年一〇月の両名の逮捕から実に四三年以上の歳月をかけたたたかいが実を結んだ。無期懲役以 上の事件で再審無罪が確定した七例目となった。逮捕から無罪確定までの日数では最長であり、共犯 んに対し、再審無罪判決を言い渡した。検察官は控訴することなく判決は確定した。一九六七 (昭和 二〇一一年五月二四日、水戸地方裁判所土浦支部は、 布川事件の被告人櫻井昌司さん、杉山卓男さ

布川事件とは

(昭和五三) 年に無期懲役が確定した。判では一貫して否認して争ったものの、一九七八ん両氏が別件逮捕の後、自白に追い込まれた。公川で発生した強盗殺人事件で、櫻井さん、杉山さ川で発生した強盗殺人事件で、櫻井さん、杉山さ

組んだが、第一次再審請求は棄却。第二次再審請 両氏は日弁連の支援も受けて再審請求に取り

判を経て無罪判決に至ったものである。 二)年一二月に再審開始が確定し、六回の再審公抗告及び特別抗告が棄却されて二○一○(平成二土浦支部で再審開始決定が出され、検察官の即時出するのである。

無罪判決の内容と特徴

が何一つないこと、有罪の証拠としては目撃証言判決は、まず事件と両氏を結びつける物的証拠

摘し、信用性はないと判断した。そのうえで、目撃証言の信用性について詳細に検察官はじめ捜査官の誘導が作用した可能性を指検認官はじめ捜査官の誘導が作用した可能性を指し、証言の変遷や他の証拠との不整合から、

自白については、①広汎かつ不自然な変遷、②
自白については、①広汎かつ不自一定の疑いがあいとしたうえ、任意性についても一定の疑いがあるとした。

たい。おいた。

全体として慎重な言い回しが目立ち、警察・検

歪めた捜査機関の生み出したえん罪であることを ことを確認し、この事件が予断に基づいて証拠を 察批判やこのえん罪の原因についての明言がない ことへの不満もないではない。しかし、 両氏と犯行を結びつける証拠はまったくない この判決

> ある。 解明したという意味では、 明確な完全無罪判決で

再審開始に至る長い道のり

両氏の上告を退けた。 が、裁判所の自白偏重の壁は崩れな 容から見て無罪は確実とも思われた を展開した。優勢にすすんだ公判内 かった。最高裁決定は異例の長文で 人に選任され、 弁護団長の柴田五郎弁護士らが弁護 本件では控訴審段階から、 本格的な弁護活動 現在

準備が重ねられた。 と、第二次再審請求へさらに綿密な 第一次再審請求が棄却されたあ

柔構造と呼んでいたが、物証が何 せば全体が崩れるという関係にはな い。そのため、あらゆる論点にわた つないだけに、何か一つの証拠を崩 って有罪証拠の弾劾に力を注いだ。 まず、 弁護団ではこの事件の証拠構造を 多くの実験や鑑定を積 Z

にわく水戸地裁土浦支部前 (二〇一)年五 布川事件再審無罪判決の言い渡しで喜び

> 超える。実に多方面の科学者・専門家や支援者が 重ねた。殺害方法が扼頸か絞頸か及び殺害方法の 協力してくださった。 る心理学鑑定、テープの編集痕を発見した音響解 原因を分析する実験と鑑定、自白どおりに行動し 順序に関する法医学鑑定、 スタジオでの現場再現実験、日にちの記憶に関す 氏を判別できたかを検証する心理学鑑定、 て指紋を採取する実験、目撃者が現場の状況で両 便所窓からの脱出実験等々、その数は二〇を 現場のガラス戸の破損 映画の

所の女性の供述証拠、目撃供述の誘導・変遷を示 被害者宅前で両氏と異なる特徴の男を目撃した近 を具体的に特定して開示請求を繰り返した。 音テープ (解析の結果一三箇所の編集痕を発見)、 を示す毛髪鑑定、未開示だったもう一本の自白録 拠を収集しているはずであるかを解明して、対象 された証拠が後に開示されたものも少なくなかっ 官は徐々に開示に応じていった。当初「不見当」と 初期供述証拠類など、百数十点の開示証 証拠を綿密に分析し、捜査機関がどのような証 同時に、証拠開示請求に徹底して取り組んだ。 現場から両氏の毛髪が発見されなかったこと 両氏の無実の証拠が続々と発見された。 拠

部の再審開始決定は、 ものとなった。 二〇〇五 (平成一七) 年九月、水戸地裁土浦支 審理の流れを大きく変える



月二四日

Ŧi. えん罪を生まない刑事司法を めざして

バーの献身的な努力には頭が下がるが、全員がそ れぞれに役割を果たし、全員でかちとった成果で 弁護団は老若男女二十数名。中心となったメン

> も、支援の輪を広げる大きな力となった。 者である櫻井・杉山両氏のがんばりと人間的魅力 貢献できたうれしさを味わっている。また、当事 もある。われわれ茨城の弁護団員も地元の事件に

型的にあらわれている。別件逮捕・勾留を利用し えん罪の原因となる日本の刑事司法の問題点が典 布川事件はえん罪のデパートなどと言われる。

改革の力にしていくことが求められる。 自白強要、公判での証拠開示の欠如、 支配、弁護人の立会も録画・録音もない密室での た意義は大きい。布川事件の勝利を、すべてのえ 裁判官等々。それだけにこの事件で無罪が確定し た長期間・長時間の取調べ、代用監獄での身柄の ん罪被害者の救済と、えん罪を生まない刑事司法 自白偏重の

首都圏青年ユニオンの精力的な運動が 勝訴判決の大きな原動力に

SHOP99「名ばかり店長」訴訟

東京 戸舘

圭之

事案の概要

コンビニエンスストア「SHOP99」で店長とし 本件は、主に首都圏を中心に店舗展開している

Ď, り 青年ユニオン組合員)が、長時間・加重労働によ て働いていた清水文美さん(現在三一歳、 株式会社九九プラスに対して、未払い時間外 うつ病にかかり休職を余儀なくされたことか 首都圏

> 料三〇〇万円の合計約四五〇万円の支払いを求め 手当など約七四万円と同額の付加金、 て、二〇〇八年五月に提訴した事件である。 および慰謝

業代の支払い義務はないと主張し、残業代の支払 法四一条二号のいわゆる「管理監督者」にあたり残 渉を数回行ったが、会社側は、店長職が労働基準 いを拒んだため、提訴するに至った。 原告は、首都圏青年ユニオンに相談し、団体交

完全勝利判決

部民事第一部 (飯塚宏裁判長) は、 万円の支払いを命じる判決を出した(控訴せず確 加金二〇万円、慰謝料一〇〇万円の合計約一六〇 ほぼ認め未払い残業代など四四万八三七六円、付 二〇一一年五月三一日、東京地方裁判所立川支 原告の請求を

本件訴訟の争点は、主として、①管理監督者 ②安全配慮義務違反の二点であったが、

いなかった日について一労働日あたり四〇分が控 時間のうちタイムシート上休憩時刻が記録されて 認めた(判決が一部認容となった理由は、 は、 いずれの点においても原告の主張をほぼ全部 実労働

> ものである)。 日労働日が法定休日に限定されたことなどによる 除されたこと、休日割増賃金の算定基礎となる休

コンビニ店長の 「管理監督者性」を否定

(1)本判決の判断

(2)判断基準

務内容、 考慮して検討すべきものと解する」との規範を定 さわしいか否かなどの点について、諸般の事情を ているか、賃金等の待遇が管理監督者というにふ き一般の労働者と比較して自由な裁量が認められ 間等の規制になじまず、また、自己の出退勤につ にどのように関与しているか、勤務態様が労働時 労働基準法上の労働時間規制の原則、例外として 定、その他の労務管理等の企業経営上の重要事項 ?同法四一条二号の趣旨に鑑み 「当該労働者が職 本判決は、管理監督者性の判断基準について、 責任及び権限に照らし、 労働条件の決

東京地裁立川支部前 勝利判決を喜ぶ原告と支援者 (二〇一一年五月三一日

> 勤務態様」「賃金等の待遇」の三点にわけて事実に 立し、「店長の職務内容、責任及び権限」 あてはめて判断をしている。 「原告の

性を否定した。 の主張を退け、 本判決は、「店長」は管理監督者であるとの被告 店長職であった原告の管理監督者

決は、 きく違うということはなかったこと、 列などパート・アルバイトとの間で作業内容が大 取や経営方針について討論する機会はほとんどな 受けなければならず裁量の余地はすくなかったこ も上司であるエリアマネージャーの決裁、 社員の採用、昇格の決定権限がないことはもちろ 後わずかな期間で店長に任命され研修も重視され 告の全正社員の三分の二を占めていた事実、 の方法についても上司から日常的に指導を受けて かったこと、店長の日常業務はレジ打ち商品の陳 と、月に一度開催される「店長会議」も本社からの 自由裁量ではなかったこと、店舗運営にあたって ていない実態があったこと、人事権に関しては正 一方的な情報伝達の場であり、店長からの意見聴 「店長の職務内容、責任及び権限」について本判 パート・アルバイトに関しても店長の完全な 当時「店長」の立場にあった正社員は、 店舗の運営 判断を

して位置づけられていなかったことがうかがわれ 被告においては「必ずしも店長が重要な地位と

(3)あてはめ

「店長の職務内容、責任及び権限

1

いたなどの事実を認定した。

以上のような事情に照らせば、被告の店長が労働以上のような事情に照らせば、被告の店長が労働時間等のることが要請され、その勤務態様も労働時間等のることが要請され、その勤務態様も労働時間等の場別になじまないような立場にあったとは未だ認められない」と判断した。

② 「原告の勤務態様

「原告の勤務態様」については、人件費の制約が あるためにパート・アルバイト (PA) の代わりに 店長が自ら働かなければならない実態、現に原告 の労働時間が相当長時間におよんでいること、店 長の出退勤の管理もシステム上行われていたこと などの事実をふまえて、「店長は、その出退勤に つき、自由な裁量が認められているとは言い難い 上、PAと同じ方法により出退勤時刻等が管理さ れていたのであるから、自己の出退勤につき一般 の労働者と比較して自由な裁量が認められている とは認められない」と判断した。

③ 「賃金等の待遇」

た事実を認定した。 賃金額は、店長昇格前の額を超えることはなかっ 円増額されたが、店長昇格後に実際に受け取った 原告は、店長になって以降、月例賃金が約四万

(4) 結論

ような職務内容、責任、権限、勤務態様及び賃本判決は、これらの事情をふまえて、「以上の

とは認められない」と管理監督者性を否定した。て業務に従事していた原告が管理監督者にあたる金等の待遇に照らして考えると、被告の店長とし

四 付加金の支払いを認める

円の支払いを認めた。 金(四四万八三七六円)の約二分の一である二〇万金(四四万八三七六円)の約二分の一である二〇万

五 うつ病罹患についての

本判決は、原告のうつ病罹患と業務との因果関係について、原告が入社後約九カ月で店長となったこと、入社後、うつ病で休職となる約一年一カたこと、入社後、うつ病で休職となる約一年一カを抑制するように指導されていたこと、人件費目の間、勤務先が八個所も変わったこと、人件費自ら就業することが少なくなく労働時間が長時間自ら就業することが少なくなく労働時間が長時間自ら就業することが少なくなく労働時間が長時間自ら就業することが必ならなかったこと、本件一ム対応を行わなければならなかったこと、本件別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ別に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カの間、勤務上の人が、対していた。となどを認定し、対していた。となどを認定し、対していた。となどを認定し、対しないとなどを認定し、方の時間を超える時間が発動に従事していた。そして、これらの対しない。

本判決の意義

六

傾向をふまえた当然の判断と思われる。従前の裁判例(近時ではマクドナルド判決など)の者にあたらないことを示したという結論自体は、労働基準法の労働時間規制の例外である管理監督

の支援者が駆けつけてくれた)。 本件では、首都圏青年ユニオンが精力的な運動 な原動力となった (東京地裁立川支部に毎回多数 な原動力となった (東京地裁立川支部に毎回多数 な原動力となった (東京地裁立川支部に毎回多数 を展開して、 管聴支援など、 原告とともに社会に

原告の清水さんは、高校卒業後アルバイトなどでの生活を経て、ようやくつかんだ「正社員」の仕事が、「SHOP99」の仕事であったが、入社し下からわずか一年数カ月でうつ病により休職を余儀なくされ現在に至っている。清水さんは、現在でも、再び会社で働きたいという希望を持っている。長時間労働の問題は、司法の場においては、る。長時間労働の問題は、司法の場においては、る。長時間労働の問題は、司法の場においては、現在でも、再び会社で働きたいという事後的救済という事後的救済というもたらす問題について広く社会に訴えかけていきもたらす問題について広く社会に訴えかけていきもたらす問題について広く社会に訴えかけていき

三人が担当した。 から、笹山尚人会員・三浦直子会員・戸舘圭之のから、笹山尚人会員・三浦直子会員・戸舘圭之の

千葉 加藤 寛之

担当した。配点を受けた弁護士より誘われ、複数選任の形での営利目的輸入の否認事件である。被疑者国選での営利目的輸入の否認事件である。被疑者国選で

事件の概要

歴なし、海外渡航歴なし。 被告人 (仮にAさんと呼ぶ) は女性で、前科前

りコーヒーを買うところを見ていたので、怪しむAさんは、Kがホテル近くの雑貨店でこの袋入

ことなくコーヒー三袋が入ったビニール袋を受け 工産物店の手提げ袋に無造作に放り込んだ。 香港の税関はパスした。しかし、成田税関の検 香港の税関はパスした。しかし、成田税関の検 査台で職員がAさんを停止させて取り調べたとこ ろ、コーヒーの袋から覚せい剤が発見された。検 査室でさらに調べると、その総重量は四キロ以上 であった。

2 争点

たが、Mは不起訴になっている

なお、本件ではMも逮捕されて取り調べを受け

知っていたかどうかである。 法的な争点は、Aさんがコーヒーの袋の中身を

事実の争いは、Aさんが成田税関の検査台で、

検察は、Aさんが成田税関の検査台で停止させ検査忌避行為をしたか否かである。

ものだと言ったと主張した。
取り出して見せ、これらは香港の雑貨店で買ったの入っていたビニール袋からわざわざレシートをられた際、開封検査を忌避する目的で、コーヒー

触れていないと主張した。 にレシートらしき紙片があったので捜査官に申告にレシートらしき紙片があったので捜査官に申告をビニール袋から取り出していくと、その一番底は一切触れていない、検査室で捜査官がコーヒー

3 客観的証拠

弁護人は、Aさんの主張を裏付けるため、あら

異なっていた。出されたが、それらはいずれもAさんの指紋とは出されたが、それらはいずれもAさんの指紋が検水した。すると、レシートからは二つの指紋が検のる指紋検査の結果を主張関連証拠として開示請

ら判明した。
Aさんがレシートに触れていない可能性が証拠か残るが、Aさんの指紋は残っていないことから、

4 公判前整理

裁判員を説得することにした。

弁護人は、この裁判長は相手にせず、もっぱらうちから、露骨な有罪心証の開示である。
うなから、露骨な有罪心証の開示である。

5 裁判員の構成

裁判員は、全員が男性だった。一方、補充裁判員は、全員が男性だった。一方、補充裁判員は二名とも女性だった。
この時点で、嫌な予感がした。
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員
というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員

自白調書の任意性が争いになった事例で、ある自白調書の任意性が争いになった事例で、あるうが、中途半端に裁判をかじっている分タチあろうが、中途半端に裁判をかじっている分タチあろうが、中途半端に裁判をかじっている分タチが悪い。

で何も言わない。 勘違いを指摘すべき裁判官らは薄笑いするだけ

がなされて事なきを得た。 の後に裁判長から民事と刑事の違いについて説明 の後に裁判長から民事と刑事の違いについて説明 といるでは、女性裁判員が「ちょっと待って」と

しかし、本件には女性の裁判員がいない。

6 証人尋問

弁護人は、成田税関の職員の供述調書について すべて不同意にした。これに対し、検察官は、成 田税関の検査台の職員一名を証人申請した。 さて、公判当日の証人尋問で、この職員は著し く異常な受け答えをした。 たとえば、検査台に並んでいるAさんを見て怪 たとえば、検査台に並んでいるAさんを見て怪 しいと思った理由は、コーヒー袋に覚せい剤を隠す しいと思った理由は、コーヒー袋に覚せい剤を隠す

これは、職員の供述調書にはなかった証言であの手提げ袋からコーヒー袋が見えたからだという。

る

物に尋問して供述を固めさせた。 ーカップの絵が見えた) などについて、職員を執た物がコーヒー袋であると判断した理由 (コーヒて、Aさんと職員との位置関係や視線の角度、見て、Aさんと職員との位置関係や視線の角度、見

詳細に供述した。 職員は弁護人の望み通り、細部まで具体的かつ

偽である。

この証人は、透視能力を持つ超能力者だとでもいとに不透明であり、なおかつコーヒーはビニール袋に包まれていて、外からコーヒーを直接見ることは不可能な状況にあったからである。ことは不可能な状況にあったからである。

証人は、レシートについても検察官の主張事実言うのであろうか。

をそのまま供述した。

できず、場当たり的な回答に終始した。らの供述調書に書いてある内容すら答えることはた前後にあった事実を尋問したところ、証人は自たかし、反対尋問で、Aさんがレシートを示し

証人は、事前に証人テストで吹き込まれた内容

以外は覚えていなかったのである。

フ 被告人質問

とやった。
とやった。
とやった。

を与えるべきだったかもしれない。 怒して裁判官と裁判員らを怒鳴りつけ、ショックとた。しかし、今を思えば、ここでAさんは、激「MやKに騙されたのは隙があったと思う」と回答のさんは、事前準備で打ち合わせたとおり、

8 弁論

弁護人は、弁論の冒頭と末尾で、刑事裁判の原則をいま一度繰り返し、事実認定は客観的証拠と矛盾する供述は、誰のものであっても信用できない。ことを述べた。

裁判員裁判の実相(5)

9 求刑・判決

罰金四五○万円であった。

Aさんが持ち込んだ重量から機械的に計算した 検察官の求刑は懲役一三年と罰金八○○万円。

弁護人は判決理由の読み上げに注目した。

事実認定の柱が証人の供述である。 事実認定の柱が証人の供述である。 (不合格) である。

しかし、判決理由の中で、証人の供述が信用できるとした理由は、ただ証人が税関の職員という第三者的立場にあることだけであった。客観的証拠との矛盾は黙殺された。言い渡しが終わった後、私の口から思わず「これはE起案だ」という言葉が漏れた。裁判長は一度だけこちらを振り向いたが、無言で法廷を後にした。

10 考察

まず、裁判員裁判にえん罪防止は期待できない

ことが判明した。

したがって、刑事裁判の諸原則は市民の常識に日本では義務教育課程において法教育がない。

なっていない。

刑事裁判の諸原則は、過去に繰り返された無数の完ん罪と違法捜査の犠牲を踏まえて成立したものである。言わば、無数の被告人と弁護人らが長年かけて、多大な犠牲のもとにたたかい獲った適工手続きの権利なのである。それは時として市民の常識なるものと矛盾する。

客観的証拠の重要性は、未だに日本の市民の常識や人様が法廷まで来てウソをつくはずがない。疑しれるのは疑われる行為をした者が悪い。

がある。
また、量刑に裁判員を関与させることには問題

ではないのである。

リであった。

リであった。

本件は完全否認事件である。被告人に有利な情本件は完全否認事件である。

いたのであろう。 心証を有しないまま、有罪に票を入れた裁判員がおそらく、評議の最終段階で、有罪との確たる

本件ではMが不起訴になっている。Aさんを無

を取ったのかもしれない くなる。よって、有罪無罪でAさんに不利な票を 罪にすると、本件で刑事責任を問われる者がいな 入れ、量刑はAさんに有利にすることでバランス

現実を生きる市民独特の感性に基づき、新たなえ 罰を優先した。裁判員裁判は、まさに日本社会の うとも、Aさんを無罪にしなければならない。 て誤っている。有罪との確たる心証がないのであ 無罪判決を出すよりも、社会防衛と見せしめの徴 れば、どれだけ有罪判決に社会防衛的意義があろ しかし、彼らの行為は刑事裁判の原則に照らし しかし裁判員らは、Aさんの基本的人権を守り

11 後日談

Aさんは、控訴したが、棄却された。

ん罪を作り出した。

傷害致死)を受任したが、殺人は嫌疑不十分で不 盾点に触れず黙殺した。日本の刑事司法に絶望し 起訴にし、傷害致死は傷害に落として略式罰金に たAさんは、上告を取り下げて判決が確定した。 私は、その後、二件の裁判員対象事件(殺人、 控訴審判決も、証人の供述と客観的証拠との矛

も重要である。

にさせなければよい。 裁判員裁判に希望がもてないのであれば、裁判 無罪は獲得できないが、 不

ことを申しそえて、本文を終える。

こと、被疑者ノートを毎日詳細につけさせること

不起訴を獲得するうえで非常に有効であった

そして、一切の供述調書に署名・指印させない

経産相、

引き続き 日本大震災義援金にご協力

青年法律家協会弁護士学者合同部会

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648 文彦 青年法律家協会 松尾 セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

起訴は獲得できる。 定書を書かせるための被疑者弁護こそが、 いが、捜査検事とは話ができる。検事に不起訴裁 裁判官も裁判員も話にならな 【振込先】 何より

編集後記

う。だが、どのレベルでどこまでを安全だと のだから、ここから先は安全でないと言って い切れない。もともと完璧な安全などはない 回の震災規模の災害に対して安全だとは言 を踏まえた十分な安全策ではないから、 原発の原因解明がされていない段階ではそれ 緊急安全対策をクリアしたといっても、 ているのかなどがまったく見えてこない。▲ 言っているのか、安全をどういう意味で使っ から、どこかで何かを確認してはいるのだろ ぬぐえない。◆報道にあるやりとりは、 といって再開に前向きのようであるが疑問は く気にはとうていなれない(高木宏行)。 て消費者被害を生じさせた火付け役の もある。その安全への「見込み」について行 もらう必要があると思う。◆そもそもこの 全だと言葉で言っているだけで具体性はない 変額保険で利回りの良さを強調し 2・3号機の運転再開 経産相の「国が責任を持 佐賀県知事も、 つ」などの説明に大臣 ら強い言葉もらったなど ◆九州電力玄海原 海江田